

1 山北地区地域まちづくり協議会設置に係る区域設定の考え方について

村上市では「市民協働のまちづくり」の手法を用いながら**地域課題の解決や既存事業あるいは新たな地域活性化の事業に取り組み**『定住の里づくり』を進めることとしています。

この「市民協働のまちづくり」の推進母体として「地域まちづくり協議会」の設置を予定していますが、地域まちづくり協議会の区域設定は、町内会や集落といった基礎的なコミュニティ単位ではなく、地域活性化やまちづくりの観点から一定のまとまりのある範囲として、小学校区や旧村単位を想定しています。

山北地区ではこれまで「魅力ある集落づくり事業」の実践の中で、住民同士の協調心・連帯感を育みながら、自分たちの地域に自信と誇りを持てる地域づくりを目指してきました。

「市民協働のまちづくり」も住民が生き生きと暮らし、幸せを感じることのできる「地域」を作る手法であります。

山北地区において、その推進母体となる「地域まちづくり協議会」の区域設定を考えるにあたっては、**広大な面積を有し、集落が点在しているという地域の特性**に配慮しながらどのような区割りが適当かを考えていく必要があります。

また、地域づくりの推進母体という観点から考えると**「一体感を持って地域の課題を共有できる範囲」**、**「ともに地域の将来像を共有できる範囲」**であることが区域設定を考えるうえで重要な視点になると考えられます。

山北地区がこれまで培ってきた集落の個性を損なうことなく、少子高齢化、人口減少等に対応した新たな連携、集落間の補完機能を構築するための区域設定はどうあるべきか、審議をお願いします。

2 地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について

市民協働のまちづくりの基本は、「地域活性化支援」であることから、地域課題解決、既存事業や新たな地域活性化のための事業、町内・集落活動への支援や人件費や視察研修費など幅広く活用していただける交付金としての財政支援を考えています。

このため、事業に対する補助金ではありませんので、地域の実情に合った地域の元気づくりのために弾力的に活用していただきたいと考えています。

なお、あえて考えられる事業例を示すと資料－5のようなものが考えられます。また、交付金の算出方法としては、地域まちづくり協議会内の人口、世帯数、行政区数等などから慎重に交付額を決定したいと考えています。